

法定雇用障害者の数を算出する際の 除外率が引き下げられます。

障害の有無に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会の実現」の理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

しかし、その職務の性格から一律に障害者雇用率を適用し雇用義務を課すことはなじまない職種があると考えられたため、除外率が設定されていましたが、ノーマライゼーションの観点や職場環境の整備等が進んでいることなどから、平成14年の法改正により廃止に向け段階的に縮小することとなっています。**令和7年4月1日には、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、以下のようになります。**（令和6年度の報告で、除外率を5%又は10%で計算をしていた業種は、**令和7年度の報告では除外できなくなります。**）労働者の雇入れ又は解雇を行う際には、雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数以上でなければならないので、状況の確認と法定雇用率達成のための取組みをお願いします。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

（参考）障害者雇用率の引き上げが予定されています。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上 ⇒	37.5人以上



Point**除外率の設定がある場合、法定雇用障害者の数はこのように算出します**

例 本社で管理と営業を行い、本社とは別拠点で道路貨物運送業を行う場合。
 本社に週所定労働時間が30時間以上の労働者が24人、24時間の労働者が2人、
 別拠点に週所定労働時間が30時間以上の労働者が60人、28時間の労働者が10人
 いるとします。 ※ **令和7年4月1日以降の新除外率を使用します。**

算出方法 拠点ごとに常用雇用労働者数を算出。除外率を乗じた労働者数（端数切捨）を
 常用雇用労働者数から減じて算定基礎労働者数とし合計します。合計後の算定基
 礎労働者数に法定雇用率を乗じて法定雇用障害者数を算出します（端数切捨）。

本社 $24人 + 2人 \times 0.5 = 25人$
 本社の業種に除外率の設定はないので、本社の算定基礎労働者数は25人。
 別拠点 $60人 + 10人 \times 0.5 = 65人$
別拠点は道路貨物運送業なので、除外率は10%
除外すべきは $65人 \times 10\% = 6.5人$ 端数切捨なので、6人。
別拠点の算定基礎労働者数は、 $65人 - 6人 = 59人$
 よって法定雇用障害者数は、 $(25人 + 59人) \times 0.025 = 2.1人$
端数切捨のため、2人 となります。

Point**障害者雇用における障害者の算定方法について**

週所定労働時間	身体障害者		知的障害者		精神障害者
	重度	重度以外	重度	重度以外	
30時間以上	2	1	2	1	1
20時間以上30時間未満	1	0.5	1	0.5	1
10時間以上20時間未満 ※	0.5	0	0.5	0	0.5

※ 就労継続支援A型事業所の利用者は、算定対象外です。

【障害者雇用納付金の取扱いについて】

- 令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
旧除外率で月ごとに算定基礎労働者数を計算し、算定していただくこととなります。
 - 令和7年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和8年4月1日から同年5月15日までの間）
新除外率で月ごとに算定基礎労働者数を計算し、算定していただくこととなります。
 - 令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
 令和7年度分と同じく**新除外率**で算定していただくこととなります。なお、**障害者雇用率については、令和8年6月以前は2.5%で、令和8年7月以降は2.7%で算定**していただくこととなります。
- ※ 除外率適用前の常用雇用労働者数が100人を超える月が連続してまたは断続して5ヶ月以上ある場合は申告義務があります。なお、障害者雇用調整金及び報奨金に除外率は適用されません。